

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	監査 対象	指摘内容	是正改善
社会福祉法人 まほろばの里沖美	令和5年 2月9日	法人 本部	<p>1 法人運営</p> <p>監事のうち、「社会福祉事業について見識を有する者」として選任された者がいないため、「社会福祉事業について見識を有する者」の選任をすること。</p> <p>【社会福祉法第44条第5項】</p>	<p>令和3年6月24日開催の評議員会において、監事については「財務管理について見識を有する者」として1名、また「社会福祉事業について見識を有する者」として1名を選任承認しており、令和3年5月28日に実施した業務監査においても適正となっている。</p>
			<p>2 会計・経理</p> <p>基本金明細書は、</p> <p>(1)社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得すべきものとして指定された寄附金の額（第1号基本金）</p> <p>(2)前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額（第2号基本金）</p> <p>(3)施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額（第3号基本金）</p> <p>ごとに記載することが求められている。第1号基本金の欄に金額を記載すること。</p> <p>【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて】</p>	<p>記載を行う</p>